

郵便物受取サービス業者 （私設私書箱） の法令遵守事項について

平成24年12月

経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課

この資料は以下のアドレスに掲載しています
(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

目次

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項
2. 取引時確認の事項
3. 取引時確認の方法
4. 取引時確認の記録の作成及び保存
(参考)取引時確認の記録の参考フォーマット(個人・法人)
5. 取引の記録の作成及び保存
6. 疑わしい取引の届出
7. 改正犯罪収益移転防止法のまとめ(2013年4月1日施行)
(参考)郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

1. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

(1) 特定事業者(法第2条第2項)

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、**郵便物受取サービス業者**、電話受付代行業者、**電話転送サービス事業者**等

(2) 特定事業者の遵守事項

①取引時確認

(法第4条)

- ・本人特定事項の確認(旧法の本人確認と同一)及び**取引を行う目的の確認**(申告により確認)
- ・顧客が自然人(個人)の場合:**職業の確認**(申告により確認)
- ・顧客が法人の場合:
 - **事業内容の確認**(定款、登記事項証明書などにより確認)
 - **実質的支配者**(25%を超える議決権を有する者等)**の有無**((通常取引の場合)申告により確認)
⇒有る場合は本人特定事項の確認((通常取引の場合)申告により確認)

②確認記録の作成及び保存

(法第6条)

③取引記録の作成及び保存

(法第7条)

④行政庁への疑わしい取引の届出

(新法第8条)(旧法第9条)

⑤取引時確認等を的確に行うための措置

(新法10条)

郵便物受取サービス業者

郵便物受取サービス業者とは、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「レンタルオフィス」、「電話秘書代行」などいかなる名称をもって顧客と取引しているかを問わず、以下のすべての要件を満たすサービス(郵便物受取サービス)の提供を行う事業者をいいます。

- ◆ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ◆ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ◆ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

2. 取引時確認の事項

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

郵便物受取サービス業者における取引時確認とは

郵便物受取サービス業者は、①郵便物受取サービスを行うことを内容とする契約を締結する場合、②顧客との通常の取引の中で、顧客のなりすまし等が疑われる場合に、以下の(1)から(4)を行わなければなりません。

(1) 公的証明書による本人特定事項の確認

顧客が自然人(個人)の場合: ①氏名、②住居、③生年月日
顧客が法人の場合: ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地

(2) 取引を行う目的の確認(申告により確認)

(3) 顧客が自然人(個人)の場合: 職業の確認(申告により確認)

(4) 顧客が法人の場合:

・事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認)

・実質的支配者(25%を超える議決権を有する者等)の有無の確認(申告)(有る場合⇒本人特定事項の確認(申告))

ただし、ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書等及び本人確認書類による確認が必要です。

本人確認の対象外となる契約

宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載(※)がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む(契約書にその旨記載されている)契約を締結する場合は、2013年3月末まで本人確認の対象外でしたが、この本人確認の適用除外規定は2013年4月1日から撤廃されます。したがって、同日以降のすべての契約を締結するに際して取引時確認を行わなければなりません。

(※)宛先例:「郵便物受取サービス業者 △△△△ 経由 引渡先◇◇◇◇ 様」

ハイリスク取引時の確認の追加

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)(※)を行う際には、改めて確認が必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。

(※)①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引

3. 取引時確認の方法

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

取引時の確認方法

顧客が自然人(個人)の場合

○下記の公的証明書(原本)の提示、取引の目的及び職業の申告を受ける方法

運転免許証、運転経歴証明書、各種健康保険証、国民年金手帳、
旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、
郵便物受取サービス契約に用いる印鑑の印鑑登録証明書など

対面の場合

顧客が法人の場合

○下記の公的証明書(原本)の提示、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の提示、実質的支配者の有無の申告(注)を受ける方法

(注)ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書等及び本人確認書類による確認が必要です。非対面も同様です。

- ① 法人
登記事項証明書、法人の名称・所在地の記載ある印鑑登録証明書
- ② 実際に取引を行っている取引担当者
左記の自然人(個人)の場合の公的証明書と同様

非対面の場合

○上記のほか、住民票などの公的証明書の原本又はコピーの送付(郵送、メール等)、取引の目的及び職業の申告を受けて確認記録に添付するとともに、
顧客の住居に宛てて取引関係文書(※)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

○本人限定郵便(特定事項伝達型)にて取引関係文書を送付する方法

○公的証明書の原本又はコピーの送付(郵送、メール等)、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の送付、実質的支配者の有無の申告を受けて確認記録に添付するとともに、法人の所在地及び取引担当者の住居に宛てて取引関係文書(※)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(※)取引関係文書の例

- 契約書
- 使用住所や暗証番号を記した書面
- 保管する箱を開く顧客ごとの鍵など

注意

法人と契約を締結する場合は、
法人の本人確認に加えて、
取引担当者(個人)の本人確認も必要です。

4. 取引時確認の記録の作成及び保存

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

確認記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った場合に**確認記録**を作成しなければなりません。

確認記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録**及び添付資料**を郵便物受取サービス契約が終了した日から**7年間保存**しなければなりません。

確認記録への記録事項

【顧客に関する事項】

- ✓ 顧客の本人特定事項(個人:氏名・住居・生年月日、法人:名称・所在地)
- ✓ 代表者等(現に取引の任に当たっている個人)の本人特定事項及び当該代表者等と顧客との関係
- ✓ **取引を行う目的**
- ✓ **顧客が自然人(個人)の場合:顧客の職業**
- ✓ **顧客が法人の場合:事業内容、実質的支配者の有無**
- ✓ 顧客が国・地方公共団体・上場会社等の場合は本人特定事項(名称、所在地その他国・地方公共団体・上場会社等を特定するに足りる事項)
- ✓ 異なる名義を用いる理由
- ✓ 取引記録を検索するための顧客番号

【取引時確認のためにとった措置等】

- ✓ 取引時確認を行った者
- ✓ 取引時確認記録を作成した者
- ✓ 取引時確認を行った取引の種類 →「郵便物受取サービス」
- ✓ 本人確認書類を特定する事項
- ✓ **実質的支配者を特定する事項**
- ✓ 本人確認書類上の住居と現住居が異なる場合に、再確認を行った本人確認書類等(例:公共料金領収書)を特定する事項
- ✓ 取引時確認を行った方法
- ✓ 本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻(本人確認書類を添付する場合は、時刻の記入は不要)
- ✓ 本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付(本人確認書類又はその写しを必ず添付)
- ✓ 取引関係文書を送付(交付)した日付
- ✓ 営業所等に取引関係文書を送付することにより本人確認を行ったときの、営業所を特定する事項

本人確認書類の写し又は添付資料を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。

提示を受けた本人確認書類を本確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。

[illegible]

5. 取引の記録の作成及び保存

取引記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスに係る業務において現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引を行った場合、取引記録を作成しなければなりません。

取引記録への記録事項

- ①確認記録を検索するための事項
(氏名や取引を特定する事項)
- ②取引の日付・種類
(〇〇日 受取、〇〇日 引渡)
- ③取引に係る財産の価額
- ④現金の郵送元、郵送先の名義、
その他移転について特定する事項
(郵送元・郵送先の宛名、住所、
受取りにきた事業者(バイク便等)の名称、連絡先 等)

郵便物受取サービスにおいては現金(1万円以上)を内容とする郵便物を取り扱う場合、取引記録を作成する義務が生じます。

ただし、業務を円滑に運営・遂行していただくためにも、すべての取引について記録を行っていただくことが望ましく、また、左記の記録事項を満たす取引の帳簿・伝票等を利用することで、取引記録を作成するといった例も考えられます。

取引記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引の行われた日から7年間保存しなければなりません。

6. 疑わしい取引の届出

(※赤字部分は2013年4月1日以降の契約締結から適用されます。)

郵便物受取サービス業者が取引時確認等を的確に行うための措置

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、①取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、確認した事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じ、②教育訓練の実施その他必要な体制整備に努めなければなりません。
- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認の結果等を勘案して、郵便物受取サービスに係る業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い、又はそれらの事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがある場合には、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。
⇒ 郵便物受取サービス業者は、経済産業大臣に届出を行います。
- ◆ 郵便物受取サービス業者は、疑わしい取引の届出を行う際、それを行おうとすること又は行ったことを顧客やその関係者に漏らしてはいけません。

疑わしい取引とは

＜郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)＞

1. 顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引
2. 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引
3. 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便物受取サービス契約を希望する取引
4. 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引
5. 顧客宛にヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引
6. 顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引
7. 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
8. 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
9. 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
10. その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等

7. 改正犯罪収益移転防止法のまとめ（2013年4月1日施行）

顧客との取引時における確認事項の追加

- ①取引を行う目的の確認（申告による確認）
- ②顧客が自然人（個人）の場合：**職業の確認**（申告による確認）
- ③顧客が法人の場合：
 - ・**事業内容**の確認（定款、登記事項証明書などによる確認）
 - ・**実質的支配者**（25%を超える議決権を有する者等）の**有無**（申告）（有る場合⇒本人特定事項の確認（申告））

ただし、ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書等及び本人確認書類による確認が必要です。

本人確認の適用除外規定の撤廃

郵便物受取サービス契約に際して本人確認の対象から除かれる取引（※）が撤廃され、**すべての契約に本人確認及び記録作成・保存の義務がかかります。**

（※）宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物の受取はしない旨をその内容に含む契約

ハイリスク取引時の確認の追加

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引（ハイリスク取引）（※）を行う際には、改めて確認が必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。

（※）①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン・北朝鮮に居住、在住する者との取引

郵便物受取サービス業者が取引時確認等を的確に行うための措置

- ①取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、確認した事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずること
- ②教育訓練の実施その他必要な体制整備に努めること

(参考) 郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

経済産業省

郵便物受取サービス業者

立入検査

(犯罪収益移転防止法新第15条)(旧第14条)

弁明の機会の付与

(行政手続法第13条第2項第1号)

当省が是正命令を発出する場合

当省は弁明書の内容により是正命令の発出を検証。

弁明書

(書面による。弁明の機会の付与後おおむね10日以内)

弁明すべき事項がある場合

是正命令・報告徴収

(犯罪収益移転防止法新第17条・第14条)(旧第16条・13条)

措置報告書

(是正命令・報告徴収発出後おおむね30日以内)

○是正命令違反

違反者: 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (犯収法新第24条)(旧第23条)

法人併科: 3億円以下の罰金 (犯収法新第29条第1号)(旧第28条第1号)

○報告拒否・虚偽報告

違反者: 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (犯収法新第25条第1号)(旧第24条第1号)

法人併科: 2億円以下の罰金 (犯収法新第29条第2号)(旧第28条第2号)